

水俣港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭48. 3. 31 公示)
(昭60. 1. 16 変更)
(平 7. 3. 1 追加)
(平26. 2. 6 変更)

1. 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
水 俣 港	(1) みどりふ頭1号岸壁 (2) 汐見岸壁北東端から南西 に 315m	水俣市大字月浦字前田 水俣市汐見町1丁目 231 番地 12 号	

2. 船用品及び携帯品の積卸場所並びに船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
水 俣 港	(1) 県営浮さん橋 (2) みどりふ頭1号岸壁 (3) 汐見岸壁北東端から南西 に 315m	水俣市大字月浦字前田 水俣市大字月浦字前田 水俣市汐見町1丁目 231 番地 12 号	ただし 2号から 3号の岸壁に接 岸した船舶にそ の接岸場所から 直接積卸又は交 通する場合に限 る。